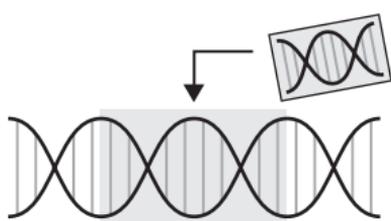


大豆を使ったスナック菓子を買ったとき、裏面の表示を見てみてください。「組み換え大豆を使用していない」と書かれていると思います。「組み換え大豆」って何でしょう。これは、大豆自身が持たない外来の遺伝情報を組み込んだ大豆を使っていないという表示です。日本には、遺伝子組み換え食品表示制度があり、その作物自身が持たない遺伝情報を外部から組み込んだときは表示義務があります（「使用していない」との表示義務はありません）。

遺伝情報 どう利用しますか？

ゲノム編集食品解禁の文字が、昨秋マスコミをにぎわせました。通常の倍の身がついたタイ、血圧を下げる要素を多く含むトマトなどがスーパーに並ぶ日も近いと言われています。一方で、昨年末には、にゲノム編集した受精卵から双子を誕生させた中国人研究者に、実刑が言い渡されました。これらは、いずれも2012年に発表された「CRISPR(クリスパー)/Cas(キャス)9」タンパク質を用いてゲノムと呼ばれる「生命の設計図」を変化させた生物改変です。わずか6年で私たちの生活に大きく関わるようになりました。



遺伝子組み換え

別の生物の遺伝情報を挿入する

規制あり



ゲノム編集

生物の遺伝情報を切断し変化させる

規制なし

※ゲノム＝生命の設計図、遺伝子＝ゲノムの一部

ゲノム編集食品とヒトのゲノム編集とは何が違うのでしょうか。遺伝子組み換え食品とゲノム編集食品はどこが違うのでしょうか。遺伝情報を書き換える対象が魚や作物なら良いのでしょうか。病気を治すためならどうでしょう。生物自身の遺伝情報の書き換えの表示義務は不要でしょうか。実は、これらの問題は、世界の国々で対応が異なっているのです。

厚労省は昨年末に、人間の受精卵を用いたゲノム編集に関して、「法整備の必要性と技術進捗^{しんちよく}や世界の各国の情勢を見守りながらの審議が必要」と言っています。

科学技術の進歩は加速度を増しています。どの様に利用し、規制するかを判断するのは、皆さんの世代に委ねられます。物事の多様な見方、考え方、判断力を養うことを心がけて頂きたいと思います。